

学問と知の倫理について

学問研究は、既成の知識や定説を踏まえながら、自律的な努力を積み重ね、新たな知見や認識、情報を産み出し、そのことによって、科学・技術の進歩と文化の創造に寄与することを目的とするものである。そこでは、研究対象に対する真摯で公平な態度が求められるとともに、従来の、そして他人の研究成果に対する十分な敬意が払われなくてはならない。東京大学大学院総合文化研究科において学問と知の探求に携わる者は、自らの営為に独自性の誇りをもつとともに、謙虚で誠実であらねばならず、創造の真の意味に反する、盗用、剽窃などの行為は、決して許されるべきではない。学問研究には厳粛な倫理が求められることを、教育研究の場においてこそ、ともに強く心に銘記したい。

以上の倫理を遵守する教育精神にもとづき、総合文化研究科では次の申合せをする。

試験等における不正行為、および盗用、剽窃、データの捏造など論文等の作成における学問的倫理に反する行為があった場合、研究科はその学生に対し、当該単位を不合格にするだけでなく、教育会議の議を経て研究科長の命により、それまで取得した単位の一部またはすべてを取消す措置を採ることができる。また悪質と判断された者は、教育会議の議を経て「東京大学学生懲戒処分規程」に基づく処分対象としうる。なお研究科がこれらの措置を採るに際して、学生が不当な不利益を被らないよう、周到な調査を行い、慎重な判断を下すべきことは言うまでもない。

平成22年10月1日 総合文化研究科

附則 この申合せは平成22年10月1日より施行する。